

ひたちなか市国民健康保険税条例の一部改正について

(1) 賦課方式及び税率等の改正について

〈改正条項 第2条第2項から第7条〉(新旧対照表 6～8ページ)

【税率等改正前】

	①所得割の税率	②均等割額 (1人あたり年額)	③平等割額 (1世帯あたり年額)
基礎課税額	7.28%	18,000円	20,500円
後期高齢者支援金等課税額	1.34%	5,000円	4,500円
介護納付金課税額	1.16%	10,000円	—

【税率等改正後】

	①所得割の税率	②均等割額(1人あたり年額)
基礎課税額	6.88%	※38,400円
後期高齢者支援金等課税額	2.32%	12,800円
介護納付金課税額	1.70%	12,000円

(2) 所得状況などによる7割・5割・2割均等割軽減額について

〈改正条項 第19条第1項〉(新旧対照表 10～13ページ)

これまでも所得状況に応じて、均等割額のうち7割・5割・2割の額を減額しておりました。(1)の均等割額改正により、減額する額が改正となります。

【税率等改正後】

	基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額
7割軽減額	26,880円	8,960円	8,400円
5割軽減額	19,200円	6,400円	6,000円
2割軽減額	7,680円	2,560円	2,400円

【参考】軽減イメージ図(基礎課税額の場合)

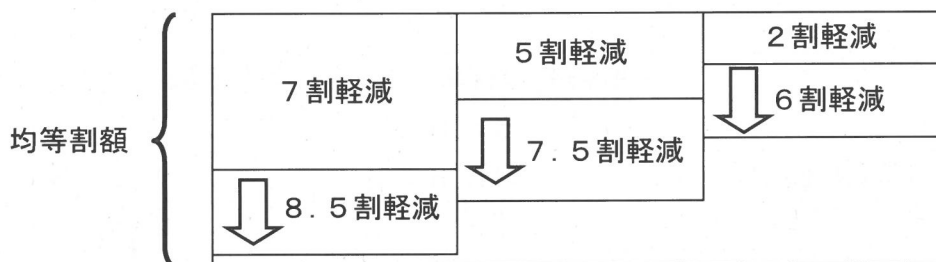
軽減無し	※38,400円(均等割額)	
7割軽減	26,880円を軽減	11,520円
5割軽減	19,200円を軽減	19,200円
2割軽減	7,680円を軽減	30,720円

(3) 未就学児の均等割額の軽減について

〈改正条項 第19条第2項〉(新旧対照表 13ページ)

地方税法の改正に伴い、未就学児に係る均等割額の減額措置の制度が規定されました。このことから市の国保税条例においても、未就学児に係る被保険者均等割額を5割軽減する規定を追加します。なお、(2)に該当する世帯は、減額後の額が5割軽減となります。例えば、7割軽減世帯は、残りの3割が5割軽減となり、8.5割軽減となります(軽減イメージ図参照)。

【参考】軽減イメージ図



(4) 税率改正により影響を受ける世帯の負担緩和のための減免について

〈改正条項 付則第16項〉(新旧対照表 20ページ)

税率改正による被保険者の負担軽減のため、令和4年度の国民健康保険税についての減免の特例の規定を設けます。

①小学生から高校生世代以下の均等割を減免

子育て支援策として、小学生から高校生世代以下の均等割を減免します。

②被保険者数が多い世帯の均等割を減免

3人以上の世帯における3人目以降の均等割を減免します。

令和4年3月28日

ひたちなか市議会

議長 大谷 隆 殿

文教福祉委員会

委員長 雨 澤 正

閉会中の継続調査申出書（案）

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 件 名

- (1) 福祉行政について
- (2) 教育行政について